

不明確な情報に対する注意喚起制度の導入に係る「業務規程」等の一部改正について

平成26年5月22日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、上場会社について、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれのある情報の報道等がなされ、当該情報に係る適切かつ速やかな情報開示が行われていない場合に、投資者への周知及び上場会社へ情報開示を促すことを目的に注意喚起制度を導入し、現行の開示注意銘柄制度から改めることとするなど、「業務規程」等の一部改正を行うものです。

II. 改正概要

当取引所は、上場有価証券又はその発行者等に関し、必要があると認める場合には、投資者に対する注意喚起を行うことができるものとし、必要があると認める場合とは、次のa又はbに掲げる場合をいうものとします。

- a 投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、当該情報の内容が不明確である場合
- b その他上場有価証券又はその発行者等の会社情報に関して、注意を要すると認める事情がある場合

(備 考)

・業務規程第29条等

III. 施行日

平成26年5月31日から施行します。

以 上